

相続手続き

Ending Note
～エンディングノート～

Q.

よく書店でエンディングノートというものを見かけますが、遺言書とは違うのでしょうか？

A.

遺言書はその厳格な形式により、遺言者の意思を尊重し、法的な効力を与えるものです。その効力は、「法定相続人では無い方にも財産を遺贈する事が出来る事」や、「遺言者の意思の通りに遺産分割をする事が出来る」、「相続手続きを円滑に実施することが出来る」といったメリットが挙げられます。

一方、エンディングノートには、法的な拘束力はありません。しかし、核家族化された現代において、自分の気持ちを本当に伝えたい人に伝えることは至難となっており、それを実現しようとするエンディングノートの効果に注目が集まっています。

その構成例はいくつかありますが、相続手続支援センターで扱っているエンディングノート「私の歩いた道」の項目を挙げてみましょう。内容は、①今まで歩いてきた道、②最期の時から見て歩いてきた道、③これから歩きたい道、の3つに分類されます。その代表的な中身をご紹介します。

①今まで歩いてきた道

- ア) 私のこと：ご自身の故郷のこと、気候や土地の名産品はどうでしたか？
- イ) 私の歴史：取得した資格や免許の数々も合わせて
- ウ) 懐かしい自分：幼いころの自分、学生時代の生活
- エ) 愛する人達との出会い：ご主人様・奥様との出会い、お子様・お孫様が誕生した時の想いはどうだったのでしょうか？
- オ) 私の家系図：ご自身のルーツを辿ります。
- カ) 家族・親戚の住所録：自分に万が一の時の連絡簿にもなります。

- キ) 私の仲間図：趣味の仲間・学生時代の友人など
- ク) 健康のこと：ご自身に万が一の病気になった時への備えです。

②最期の時から見て歩いてきた道

- ア) 葬儀のこと：ご自身に万が一の時のことを考えます。
- イ) お墓・法事のこと：ご自身の立場からの希望です。
- ウ) 財産のこと：財産の一覧や、生命保険・年金の状況を記入します。

③これから歩きたい道

- ア) 家族・親族へのメッセージ：素直な感謝の気持ちを綴ります。
- イ) 友人・知人・お世話になった方々へのメッセージ：これからどんな恩返しができるのか、考えます。
- ウ) これからはこんなふうに過ごしたい：これからの人生をどう生きていくか考えてみます。

テーマによっては、考えたくないという内容も出てきますが、重要なことは、これまでの人生を一旦立ち止まって考えるための時間を取る、ということです。今までの人生を支えてくれたご家族・お友達・知人の方々への熱い想いと共に、ご自身の人生をこれからどう歩みたいか、考えて頂きたいと思います。

遺言が「財産の相続」であれば、エンディングノートは「こころの相続」をサポートするものといえましょう。

エンディングノートにご興味がございましたら、相続手続支援センターに一度お声をおかけください。

●お問合せ先

相続手続支援センター神奈川

クナンハ ム ヨ オ
フリーダイヤル 0120-978-640